

英語教育における英語学 5 †

浅野 一郎*
宇都宮大学教育学部*

英語教育の場で役に立つ新しい英語学・言語学の知識は何かを検討する。今回は、発話の文字通りの意味と話し手の“意図”の問題、すなわち語用論と英語教育の関連性を考察する。色々な意味での“意味”，発話の力，間接発話行為などの諸概念を取り上げる。

キーワード：コミュニケーション，発話の力(illocutionary force)，間接発話行為(indirect speech act)，発話行為関連副詞類(speech act-related adverbials)，真理条件

0. はじめに

現在の日本の英語教育は，コミュニケーションを重視する。中学校英語の指導要領には，「4技能を総合的に指導し，統合的に活用できるコミュニケーション能力の育成を図り，コミュニケーションを支える文法の指導を言語活動と一体的に行うように図る。」とある。¹⁾また，平成25年度から年次進行により適用される高等学校学習指導要領にも，上記目標に加え，「高等学校においては，中学校における学習の基礎の上に，聞いたことや読んだことを踏まえた上で，コミュニケーションの中で自らの考えなどについて内容的にまとまりのある発信ができるようにすることを目指し，「聞くこと」や「読むこと」と，「話すこと」や「書くこと」とを結び付け，四つの領域の言語活動の統合を図る。」とある。²⁾

このように，現在の英語教育では“コミュニケーション能力の育成”が重視されているが，“コミュニケーション”の意味を言語学的に考察し，その英語教育での位置づけを検討するのが本稿の目的である。

1. “コミュニケーション”とは？

コミュニケーション能力は，人間に限られるわけではない。ミツバチが蜜の在処を仲間知らせるダンスや，敵の接近を知らせる動物の鳴き声もコミュニケーションの一種である。しかし，人間の言語

は他の動物のコミュニケーション手段とは違った，優れた特性を持っている。

人間の言語は直観(intuition)によって捉えた外界に関する概念を記号化したものといえる。言語記号は外界では一義的には音声形式であるが，人間の脳において，言語形式として意味と結びつく。言語記号は，それが表す現実の事物，場面から遊離して用いることができ，それ自身の世界を持つことができる。

言語の持つこの現実場面からの遊離可能性が，言語を優れたコミュニケーションの手段たらしめている主たる要因である。我々は，言語によって現場に居合わせなかった仲間に状況を伝えることができるばかりでなく，現在は存在しない多くの先人達によって蓄積された知識を受け継ぐこともできるのである。

“コミュニケーション”とは，話し手と聞き手が同一の場に存在し，ある意図が伝えられるという，日常の意味でのコミュニケーションに限られるわけではない。

一方，英語教育で“コミュニケーション能力”という場合，指導要領にある，‘コミュニケーションを支える文法の指導を言語活動と一体的に行うように図る’‘コミュニケーションの中で自らの考えなどについて内容的にまとまりのある発信ができるようにすることを目指し’(傍点筆者)等の表現から推察して，英語使用者とのやり取りという，日常の意味での“コミュニケーション”に重点が置かれているように思われる。

† Ichiro ASANO*:English Linguistics in English Language Teaching 5

* Faculty of Education, Utsunomiya University

この意味での“コミュニケーション能力”はもちろん大切である。しかし、“コミュニケーション”を成立させるためには、英語表現から現実を正確に理解し、また現実を正確に英語で表現できる能力を持つことが前提となることを忘れてはならない。

2. 言語による正確な表現とは？

‘英語表現から現実を正確に理解し’‘現実を正確に英語で表現できる’と言ったが、“正確に”という表現は便宜的表現である。

言語は現実の事物、場面をそのまま表すわけではない。たとえば、「机の上に花瓶がある。」という表現は現実の多様な場面を表す陳述(statement)である。＜机の上に花瓶だけがある＞場合、＜机の上に花瓶と電気スタンドがある＞場合、＜机の上の花びが大きい＞場合、＜机の上の花びが小さい＞場合等々、その陳述があらわす現実の可能性は無限である。しかし、「机の上に花瓶がある。」という表現は、＜机の上には何も無い＞場合、＜机の上には電気スタンドのみがある＞場合、＜花瓶があるのは机の上ではなく下である＞場合等々には使えない。

このことから‘文(厳密には命題)を正確に理解する’ということは‘どういう状況でその文が“真”となり、どういう状況で“偽”となるかを理解する’ことである、という考え方が生じる。これは論理学者 Tarski の考えを自然言語に応用したもので、‘ある文の意味とは、その文を真ならしめる状況の全てを、そしてそれのみを含む集合’と言い換えることができる。³⁾

コミュニケーションを成立させる上で一番重要なのは、この意味での“正確さ”である。＜太郎が柴犬のみを飼っている＞状況で、「太郎は犬を飼っている。」と言え、どのような犬かは述べていないが、文自体は真である。しかし「太郎はチワワを飼っている。」と言え偽となる。ありのままの状況を正確に伝える場合のコミュニケーションでは、偽であることを言わないことが求められる。⁴⁾

我々にとって外国語である英語でコミュニケーションを成立させるためには、このような意味で“正確に”文を理解したり、状況を表したりすることを可能にする文法規則や語彙力が必要となる。

たとえばある人が、*I want the vase by the desk lamp.*と言ったとすると、その人が欲しいのは、花瓶であって電気スタンドではない。このことは

'want'の対象は'the vase'であって、*by the desk lamp*という前置詞句はどの'vase'が'want'の対象かを示す修飾語であるという、英語の文法知識がなければ理解されない。

“コミュニケーション”を成立させる正確な表現のためには、文法知識が不可欠であることをまず確認しておこう。

3. “意味”の多様性

現実を表現したり、また表現から現実を理解したりすることが、言語の重要な働きとするなら、文の意味を真理条件として捉えることはきわめて有用である。

しかし、“意味”には真理条件として捉えることのできないものも含まれる。

まず、*It is possible/certain that it will rain tomorrow. John may/must be a genius. John is perhaps/certainly a genius.*などの可能性、蓋然性の表現を含んだ文がある。これらの意味は、真理条件にある修正を加えねばならないが、ここではそれには立ち入らない。

また、*The dog chased the cat.*と*The cat was chased by the dog.*は真理条件(すなわち論理学的意味)は同じであるが、(普通の音調を伴った場合、)表現における話者の視点に違いがある。したがって、*What happened to the cat?*の答えとしては、*The cat was chased by the dog.*の方が適切であるという、自然な談話を成立させる上で考慮すべき意味の違いがある。これは、文のどの部分が談話における既知の情報で、どの部分が新情報かという、文の情報構造上の“意味”の違いである。

さらに、“コミュニケーション”と言う観点から問題になるのは、真理条件としての“意味”(真偽の判断ができる)立言には有効であるが、コミュニケーションの場で使われる他の言語表現：質問、依頼、約束、願望、警告等の表現の場合、あまり有効ではないということである。

4. 発話行為

4. 1. コミュニケーションにおける発話行為

“コミュニケーション”が成立する場面では、話し手(S)と聞き手(H)が存在し、話し手は聞き手に対して、文を発することである意図を伝える。

発話の意味を真理条件として捉えることのできる

場合、そのような発話を立言というが、発話の種類は立言に限られるものではない。

Austin(1962)は、次のような発話は、立言に見せかけているが、記述や報告が目的ではなく、真偽の判断ができない、ある種の行為(誓い、命名、遺言、賭け)を行っている発話であるとし、このような文[発話]を遂行文[発話](performative sentence [utterance])と呼んだ。

(1) a. I do (take this woman to be my lawful wedded wife.) [結婚式の誓い]

b. I name this ship the Queen Elizabeth. [進水式の命名]

c. I give and bequeath my watch to my brother. [遺言]

d. I bet you sixpence it will rain tomorrow. [賭け]

これらの文は、既に成立している状況を述べるものではなく、発話によってある状況を成立させるのであるから、真偽判断の対象にならない。また、話者の意図が込められているので、主語は一人称であり、現在時制であるなどの特徴がある。

Austin は、立言以外の行為が込められていることが明示的に判る説得力のある例として、遂行文をまず取り上げるが、話し手の聞き手に対する発話には、遂行文に限らず、全て、話し手の意図する行為が込められている。

(2) Close the window.

(2)は、命令、忠告、依頼の行為である可能性がある。

(3) a. I order you to close the window.

b. I advise you to close the window.

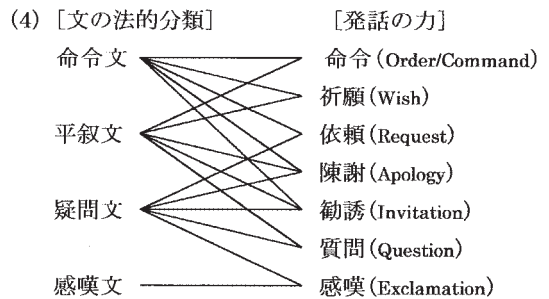
c. I ask you to close the window.

(3a-c)の遂行文による言い換え可能性がこのことを証明している。Austin は、これらの行為を発語内行為(illocutionary act)と呼び、発話すること自体の行為、発語行為(locutionary act)と区別する。発話に込められた話し手の意図は発話の力(illocutionary force)である。

Austin はさらに、聞き手にある効果を与えることを、発語媒介行為(perlocutionary act)として区別するが、コミュニケーションに関して最も重要なのは、発語内行為であり、ふつう“発話行為”といえは発語内行為を問題にしている。本稿では、以下で、“発話行為”を発語内行為の意味で使用する。

英語には、文の種類として、平叙文、疑問文、命令文、感嘆文がある。それぞれ、立言、質問、命令、感嘆の発話行為が込められる代表的文であるが、(2)、(3)の例が示すように、文の種類だけから発話行為の種類は決められない。*Can you pass me the salt?*が‘依頼’の行為となるのはよく知られている。(この種の文の考察は、次章の間接的発話行為で行う。)

山梨(1986)p.40は、Huddleston(1976)からの引用として、文の種類と発話の力の次のような一般的関係を示している。



これら発話の力を読み取り、また、適当な種類の文を使って意図を伝えることは、コミュニケーションを成立させる上で重要であるが、いくつかの英語の決まった表現の場合を除いては、初期英語教育ではあまり問題にされない。それは、これらは多くの場合、母語使用上の能力の一部として、既に言語の使用者が(幼児は別にしても)所有している知識だからであろう。

しかし、英語文法の観点からは、いくつかのおもしろい関連性が指摘できる。

英語の副詞類には、発話行為を修飾するものがある。Huddleston and Pullum(2002)pp.773は

(5)-(8)の諸例を挙げる。

(5) a. Frankly, it was a waste of time.

b. Briefly, your expenditure must not exceed your income.

c. Confidentially, Ruth is thinking of resigning.

下線部の副詞は様態の副詞であるが、その副詞が修飾するのは文内の動詞ではない。たとえば(5a)は *I tell you frankly that it was a waste of time.*と 言い換えられるように、発話行為に関する様態を表している。これらは発話行為関連副詞類と呼ぶことができるだろう。⁵⁾

(5)は立言に対する副詞であるが、疑問文にもこの種の副詞類は出現する。

(6) a. Confidentially / Frankly, what do you think of the plan? [addressee-oriented]

b. Frankly, who gives a damn anyway? [speaker-oriented]

c. Briefly, what are the chances of success? [ambiguous]

疑問文ではこれらの副詞は、質問それ自体に関連する場合と、返答に関連する場合がある。(6a)では、addresseeの返答に関連して、'confidentially'にあるいは'frankly'に'reply'してくれと依頼している。(6b)は修辭疑問で'Nobody gives a damn anyway. [そんなことはくそくらえだ!]'という立言を意味し、'frankly'に話しているのは私だ.'という意味になるという。(6c)は話し手が、自身の質問を簡潔にまとめている場合と、簡潔な返答を求めている場合とがある。返答に関連する場合は、発話行為自体ではなく'reply'の仕方を修飾している点で、注意を要する。

(7)は発話の様態以外を表す副詞類の例である。

(7) a. Well, since you ask, I shan't be seeing her again.

b. Dick's coming to the party, in case you're interested.

c. What time will you be back, in case any-one calls?

d. Where are you going, if I may ask?

(7a)(7b)は立言する理由、(7c)は質問する理由、(7d)は質問を和らげる慣用的表現となっている。

(8)は、発話に reminder[思い出させる合図]の力を与えるという。

(8) You promised to do the cooking today, if you remember.

4. 2. 発話の適切さの条件と間接的発話行為

まず、Austinが真理条件に代わるものとして挙げた、発話の適切さの条件(felicity conditions)を見ておこう。

Austinは、発話の適切さの条件を探求するにあたり、まず(1)のような遂行文の適切さの条件を検討することから始めるが、ここでその詳細をたどるのは得策でない。その明快な解説は、Levinson(1983)pp. 227ff.に譲るとして、要約すると発話の

適切さの条件には、誠実さ(sincerity)に関するものと、適正さ(appropriateness)に関するものがあるといえる。

(9) I will buy you a brown dog if you want one.

(10) Pick up that pencil.

もし(9)の文を、犬を買ってやる意志がないのに発話すれば、誠実さの条件を破ることになる。もし(10)の文を、上司に対して発話したなら、社会的適正さにかける。⁶⁾

Seale(1969)はAustinの適切さの条件に基づき、それぞれの発話行為に関する適切さの条件を規定している。そのような試みの中で、興味のある結果を伴う、依頼に関する条件を Geis(1986)p.36により見てみよう。

(11)依頼:S(話し手)がH(聞き手)にA(行為)を遂行することを適切に依頼するためには、

a. SはAが未遂行であると信じている、

b. SはHがAを遂行することを欲している、

c. SはHがAを遂行できると信じている、

d. SはHがAをSのために喜んで遂行すると信じている、ことが必要である。

英語では、(12)のような依頼の効果を、(13)の諸表現が持つ間接的依頼の力で達成できるが、それは、(11)の条件の存在を前提としているという。

(12) Please clean the garage.

(13) a. The garage is still dirty.⁷⁾

b. I wish you would clean up the garage.

c. Could you clean up the garage?

d. Would you mind cleaning up the garage?

(13a)はAが未遂行であることをいう立言であり、(13b)はSはHがAを遂行することを欲しているという立言であり、(13c)はHがAを遂行可能か否かの質問であり、(13d)はHが喜んでAを遂行するか否かを問う質問である。皆、依頼という間接的発話行為が込められている。

Seale(1969)の提案する依頼に関する適切さの条件もほぼ同じ内容であるが、やや複雑である。

(14) Request(S, H, A)[SがHにAを依頼する]

i. AはHによる未来の行為を示す。

ii. a. SはHが行為実行能力を持つと信じている。

b. SにとってHの行為実行は自明はでない。

iii. SはHによるその行為実行を欲している。

iv. Hはその行為実行の義務を負う。

この適切さの条件の一部を疑問ないしは陳述の形

で言語化すると、次のような様々な間接的依頼行為になるという。

(15) Hの能力に関するもの

- a. Can you reach the salt?
- b. Can you pass the salt?
- c. Could you be a little more quiet?
- d. You could be a little more quiet.
- e. You can go now.

(16) Sの要求, 願望に関するもの

- a. I would like you to go now.
- b. I want you to do this for me.
- c. I would/should appreciate it if you would/could do it for me.
- d. I would/should be most grateful if you would/could help us out.
- e. I'd rather you didn't do that any more.
- f. I'd be very much obliged if you would pay me the money back soon.

(17) Hの意志に関するもの

- a. Will you quit making that awful racket?
- b. Would you kindly get off my foot?
- c. Won't you stop making that noise soon?
- d. Would you mind not making so much noise?
- e. Would you pay me the money next Wednesday?

(18) Hの行為遂行の義務, 根拠に関するもの

- a. You ought to be more polite to your mother.
- b. You should leave immediately.
- c. Must you continue hammering that way?
- d. Ought you to eat quite so much spaghetti?
- e. Should you be wearing John's tie?
- d. You had better go now.

(19) Hの行為遂行の障害, 否定の可能性に関するもの

- a. Would you mind awfully if I asked you if you could write me a letter of recommendation?
- b. Would it be too much if I suggested that you could possibly make a little less noise?
- c. I hope you won't mind if I ask you if you could leave us alone.
- d. Would you have any objection to my borrowing your car for a while?

発話行為にはいつでも間接的発話行為が込められているとは限らないので、どうゆう場合に間接的発

話の力を持ちうるかを知ることが、英語学習者にとって重要である。⁸⁾

(20) a. Can you take out the garbage?

b. Will you take out the garbage?

(20)は、文脈次第で依頼の発話の力も持つし、質問にもなり得る。

(21) a. When will you wash the car?

b. When can you lend me a dollar?

一方、(21)は、依頼の発話の力を持ち得ない純粹な質問である。

Please, kindly のような副詞表現は、依頼としての発話の力を持つ証拠となる。

(22)

i. a. Will you please/kindly wash the car?

b. Can you please/kindly lend me a dollar?

ii. a. ?*When will you please/kindly wash the car?

b. ?*When can you please/kindly lend me a dollar?

不定の2人称に対する呼びかけ表現の *someone* は、依頼(ないしは指示)の発話の力を持つ場合は可能であるが、質問の発話には出現できない。

(23) a. Close the door, someone.

b. Will you close the door, someone?

c. *When are you going to close the door,

someone?

Tell me, by any chance, or don't you know の様な挿入句は、質問の発話の力のある疑問文に共起しうる。

(24)

i. a. Tell me, when will you wash the car?

b. ?*Tell me, will you wash the car please?

ii. a. When can you lend me a dollar, by any chance?

b. ?*Lend me a dollar, can you, by any chance?

iii. a. When will you wash the car, or don't you know?

b. ?*Will you please wash the car, or don't you know?

つぎの例は、よく似た疑問文ではあるが、発話の力が違う場合である。

(25) a. Why aren't you quiet?

b. Why aren't you nice to your brother?

c. Why aren't you a doctor?

(26) a. Why don't you be quiet.

b. Why don't you be nice to your brother.

c. Why don't you be a doctor.

(25)は文字通り理由を問う疑問文であるが、(26)は間接的な命令(ないしは提案)の発話力を持つという。

(26)のような間接的の命令文は、かなりイディオム化していると思われる。これを文法化(grammaticization)ということがある。⁹⁾(27b)のように言い換えると、間接的の命令文の意味はなくなると言う。

(27) a. Why don't you put the meat on first.

b. How come you don't put the meat on first.

つぎに *fortunately, unfortunately, obviously, luckily, sad to say, sorry to say* などの文副詞類は、陳述文とは共起できるが、疑問文、命令文とは共起できないという事実がある。

(28) a. The anarchists, (un)fortunately/obviously, have no organization.

b.*Do the anarchists, (un)fortunately/obviously, have any organization?

しかし、この種の副詞類は、間接的の立言には共起できる。

(29) a. May I say that our spy was caught, unfortunately?

b. Allow me to tell you that our spy was caught, unfortunately.

c. May I say that, obviously, such a device is going to be spotted immediately?

d. Allow me to say that, obviously, such a device is going to be spotted in no time.

5. まとめ

本稿では、コミュニケーション能力を養う必要性は認めつつも、現実を“正確”に表す陳述のためには文法知識が不可欠であることを論じた。また、発話行為の適切さの条件、その間接的の発話行為との関連性を概観し、英語の運用上知っているとは有益と思われるいくつかの事実を集めた。

注

¹⁾ 文部科学省(2008)

²⁾ 文部科学省(2009)

³⁾ Kempson(1977) pp. 23ff. 参照。

⁴⁾ ‘ありのままの状況を正確に伝える場合’という限定を付けたことは、「君は太陽だ。」などの比喩的

表現などは別問題であることを意味する。

⁵⁾ Huddleston and Pullum(2002)の呼び方は、speech act-related adjunctsである。

⁶⁾ 例文は Geis(1986)pp. 33-34 による。

⁷⁾ この立言の間接的の依頼としての解釈には、可能な文脈も考慮して、Griceの“会話の行動基準”による説明が必要であろう。

⁸⁾ 以下の議論は山梨(1986)による。

⁹⁾ 大津(他)(2002)p. 173

参考文献

- Austin, J. L. 1962. *How to Do Things with Words*. Oxford University Press.
- Cole, P. and J. Morgan(eds.) 1975. *Syntax and Semantics 3: Speech Acts*. Academic Press
- Geis, M. 1986. *Language and Communication*. 英潮社新社.
- Grice, H. P. 1975. "Logic and Conversation." In Cole, P. and J. Morgan(eds.) 1975.
- Huddleston, R. 1976. *An Introduction to English Transformational Syntax*. Longman.
- Huddleston, R. and G. K. Pullum. 2002. *The Cambridge Grammar of the English Language*. Cambridge University Press.
- Kempson, Ruth M. 1977. *Semantic Theory*. Cambridge University Press.
- Levinson, S. C. 1983. *Pragmatics*. Cambridge University Press.
- 文部科学省. 2008. 「中学校学習指導要領第2章各教科 第9節外国語」『新学習指導要領』. 文部科学省Web site.
- 文部科学省. 2009. 『高等学校学習指導要領解説：外国語編・英語編』. 文部科学省Web site.
- 大津由紀雄・池内正幸・今西典子. 水光雅則(編). 2002. 『言語学研究入門—生成文法を学ぶ人のために』. 研究社.
- Seale, J. R. 1969. *Speech Acts: An Essay in the Philosophy of Language*. Cambridge University Press.
- Seale, J. R. 1975. "Indirect Speech Act." In Cole, P. and J. Morgan(eds.) 1975.
- 山梨正明. 1986. 『発話行為』. 大修館書店.